



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名 旭松食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 木下 博隆
(コード 2911 大証第2部)
問合せ先 執行役員経理部長 足立 恵
(TEL 06-6306-4121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第59回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を表示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株券を発行する。	(削 除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。
2. 当社は第7条の規定に関わらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式の取扱い) 第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 () (条文省略)</p> <p>第14条 (決議方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主<u>(実質株主を含む。以下同じ)</u>の議決権の過半数をもって決する。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条 () (条文省略)</p> <p>第36条 (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式の取扱い) 第10条 当社の株式に関する手続き及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条 () (現行どおり)</p> <p>第13条 (決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条 () (現行どおり)</p> <p>第35条 附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（金）

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（金）

以 上